○北海道開発局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十三号	深川市広里町三丁目一五五番三地先から同市八条八番地	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十五号	北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先から同町〃	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十六日

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
二百三十三号	深川市広里町三丁目一五五番三地先から同市八条八番地	後	E・B・A　一〇・九メートル	五〇・〇メートル	
		前	E・B・A　一〇・九メートル	五〇・〇メートル	
		後	E・D・C　一二〇・五メートル	一一・二キロメートル	
		前	F・D・C　一二〇・五メートル	一一・二キロメートル	
二百七十五号	北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先から同町〃	後	E・B・A　一〇・九メートル	五〇・〇メートル	
		前	E・B・A　一〇・九メートル	五〇・〇メートル	
		後	E・D・C　一二〇・五メートル	一一・二キロメートル	
		前	F・D・C　一二〇・五メートル	一一・二キロメートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

（六）（一）道路の種類　一般国道

（六）（二）路線名　三百三十七号

（六）（三）道路の区域　

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
三百三十七号	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先から	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先まで	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三三番一〇地先から	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三三番一〇地先まで	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

（五）（一）道路の種類　一般国道

（五）（二）路線名　二百七十五号

（五）（三）道路の区域　

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
二百七十五号	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先から	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三二番一〇地先まで	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三三番一〇地先から	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	
	同北海道雨竜郡雨竜町字渭の津一三三番一〇地先まで	後前	一〇・九メートル	一一・二キロメートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

（四）（一）道路の種類　一般国道

（四）（二）路線名　二百三十七号

（四）（三）道路の区域　

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
二百三十七号	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二から	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	
	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二まで	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

（五）（一）道路の種類　一般国道

（五）（二）路線名　二百七十五号

（五）（三）道路の区域　

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
二百七十五号	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二から	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	
	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二まで	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

（四）（一）道路の種類　一般国道

（四）（二）路線名　二百三十七号

（四）（三）道路の区域　

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
二百三十七号	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二から	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	
	同北海道勇払郡占冠村字シムカップ原野五七番二二まで	後前	二二〇・四二五三メートル	〇〇キロ・三三メートル	

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

官報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川吉井川水系吉井川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成25年12月26日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
②小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
③小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
④小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
⑤小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県岡山市東区寺山
②岡山県岡山市東区寺山
③岡山県瀬戸内市長船町八日市
④岡山県瀬戸内市邑久町福山
⑤岡山県瀬戸内市邑久町福山

⑵　当該工作物を除却した日時

①平成25年11月６日午前９時
②平成25年11月６日午前10時
③平成25年11月６日午前11時
④平成25年11月６日午前12時
⑤平成25年11月６日午後２時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時

①平成25年11月６日午前10時
②平成25年11月６日午前11時
③平成25年11月６日午前12時
④平成25年11月６日午後１時
⑤平成25年11月６日午後３時

⑵　保管場所　岡山市東区金岡東町一丁目７番８号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月26日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

1　河川の名称　緑川水系緑川及び加勢川

2　河川管理施設の名称又は種類　緑川右岸堤防及び加勢川左岸堤防

3　河川管理施設の位置　熊本市南区富合町杉島字南江894番１地先から熊本市南区富合町杉島字南江909番地先まで、及び熊本市南区富合町杉島字久保田1270番１地先から熊本市南区富合町杉島字前川原1170番50地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　熊本市長　幸山　政史
住所　熊本市中央区手取本町１番１号

5　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成25年12月４日から道路の存続する日まで